

別紙 8. 排ガスの性状の測定頻度に関する事項

排ガス性状の測定頻度に関する事項

(1) 法的な基準による測定頻度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係わるものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定するよう定めている。

また、大気汚染防止法施行規則において、煙突から排出されるばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は年二回以上行うよう定めています。

表8-1 に各規則による測定頻度を比較しました。

表8-1 排ガスの測定頻度に関する規則比較表

測定項目 規則等	一酸化 炭素	窒素酸 化物	塩化水 素	硫黄酸 化物	ばいじ ん	ダイオキシン類	
						排ガス中	ばいじん及 び焼却灰中
廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行 規則 (第4条の5 維持管理上の 基準)	連続	6月に1回以上				毎年1回 以上	—
ダイオキシン類特別 対策措置法 (第28条 設置者による測 定)	—	—	—	—	—	毎年1回以上	
大気汚染防止法施行 規則 (規則 15 条 ばい煙量等 の測定)		年2回以上 (*1)		— (*2)	年2回 以上	—	—
本施設での測定頻度	連続	6ヶ月に1回以上				年1回以上	

(*1) 排ガス量40,000Nm³/h以上の施設は2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上

(*2) ばい煙量10Nm³/h以上の施設は2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上

(2) 測定頻度の設定

表8-1に示したように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、ダイオキシン類特別対策措置法及び大気汚染防止法施行規則に準じ、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）を六ヶ月に一回以上、測定を行うものとします。